

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、昭和43年から夫とA市でB販売を行っており、二人で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、夫は納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できないので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後、国民年金加入期間については、保険料をほぼすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月8日に夫婦連番で払い出されているとともに、A市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は、夫のみ「納」の押印があるが、申立期間の前後の納付日は夫婦で同一日となっていることから、申立人及びその夫は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間のみ夫婦で納付記録が異なるのは、不自然である。

さらに、特殊台帳によると、夫婦とも、申立期間の納付記録は未納とされているが、オンライン記録上、昭和63年8月2日に夫の申立期間の納付記録のみ、印紙納付に記録が訂正されており、長期間経過してからの記録訂正であることから、申立人及びその夫について、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで

記憶は確かではないが、父親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を納付してくれていたと思う。結婚以後は、夫が私の保険料も一緒に納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、すべての期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び申立人の夫についても、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその同居家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和43年9月1日に払い出されていることが確認でき、申立期間は過年度納付が可能であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたという申立人の夫の供述のとおり、申立期間当時、申立人が居住していたAにおいては、B市から委託を受けていたCが国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる上、B市は、「Cは、当時、過年度保険料の集金もしていたと思われる。」と回答しており、オンライン記録により、Aで申立人と同日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた複数の者が20歳にさかのぼって保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の保険料も過年度納付されたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの期間及び13年4月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成13年4月から14年5月まで

申立期間①及び②について、免除申請したのに、前後の期間だけが申請免除となっている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、平成11年7月の終わりごろに、A市B区役所において、申立期間②については、同市からC市への転居後（住民票により、平成12年7月26日）に、免除申請を行ったと主張しているが、A市及びC市は、申立人の主張を裏付ける資料を有しておらず、C市が保管する国民年金被保険者資格記録を確認しても、申立期間①及び②は未納とされており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立期間②については、申立人はC市へ転居して国民健康保険の加入申請を行ったときに同時に申請を行ったと主張しているが、同市の国民健康保険の加入履歴記録によると、国民健康保険加入の届出日は、申立人がA市B区からC市へ転入した当日の平成12年7月26日と記録されており、当該日に免除申請したとしても平成13年度分の免除承認は不可能な上、申立人の主張を裏付ける事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納等の事務がコンピューター処理により行われていた中で、行政機関において事務処理に誤りがあった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年3月まで

申立期間は、会社を昭和40年9月に退社し、就職活動中のため、収入が無く生活が不安定であったことから、将来のことを考え、A市職員の指導により国民年金の加入手続を行った。保険料は地元の自治会B部の集金により納付しており、掛け忘れや遅滞は無かったので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年9月に会社を退職し、その翌月に、A市役所の職員2名が国民年金の加入勧奨のために自宅を訪れたことから、その月中に自ら同市役所で加入手続を行った。申立期間中は、自治会の集金組織に保険料を納めていた。」と主張している。

しかし、A市では、「通常の流れでは、退職した翌月の加入勧奨は考え難い上、昭和40年ごろは、国民年金の加入勧奨のための個人宅訪問は行っていなかった。」と回答している上、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人に対して同記号番号が払い出された形跡がうかがえないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間に国民年金の被保険者資格を有していた場合、申立人の妻は、同期間において国民年金の強制加入被保険者となるはずであるが、その妻は昭和39年12月から61年3月までの期間、継続して国民年金の任意加入被保険者となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 689

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 1 日から 29 年 12 月 21 日まで
昭和 29 年 12 月 20 日に退職するまでA社に勤めたが、厚生年金保険被保険者記録は、26 年 9 月 1 日までしかないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶しており、唯一所在が確認できた同僚は、「自分は、確かに1年か2年の間、A社に勤めていたが、申立人のことを覚えていない。」と証言しており、この同僚自身については当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が、「昭和 29 年 12 月 20 日の自身の退職時において、A社に在籍していた。」と供述している同僚二人の厚生年金保険被保険者記録について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認したところ、いずれも、昭和 28 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、同被保険者名簿において確認できる申立人の申立期間前の期間に係る被保険者記録欄には、昭和 26 年 9 月 1 日に資格を喪失したこと、及び申立人の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「證」印が押されていることが確認できる上、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 38 年 1 月ごろまで
申立期間当時、A社で事務の仕事をしていた。当時、同社では、B、C等のDを扱っており、同僚と写っている社員旅行の写真もある。確かに勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の社員旅行の写真、及び申立期間を含め同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人の「短い期間だったが、確かに申立人は勤めていた。」との証言から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料を保存しておらず、当時のことは不明である。」と回答している。

また、申立人が、「入社時には既に在籍しており、仕事を教えてもらった。」と供述している昭和 37 年 1 月 22 日からA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚を含む3人の同僚は、「写真を確認したが、申立人を覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人が、A社を退職後に勤務し、昭和 38 年 2 月 1 日から厚生年金保険被保険者記録が確認できるE社の総務担当者は、「当時は、当社には試用期間があったと思われる。」と証言していることから、A社の退職日が申立日より前であることが推認される上、申立人は、「申立期間について、もう少し短かったかもしれない。時期についても半年ぐらいずれていたかもしれない。A社の次に勤めた会社との間も何か月か空いていたかもしれない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る記憶は曖昧である。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も

無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月ごろまで
学校を卒業し昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月ごろまで A 社に勤務した。
正社員として B 業務をしていたのに、厚生年金保険の期間が無い。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日までの期間について A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 10 月 1 日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所となった記録は無い。

また、当時の事業主は、「A 社は、平成 12 年に閉鎖しており、当時の資料も残っていないため、申立人の在籍を確認することはできない。」と回答している。

さらに、当時の上司は、「私が会社の社会保険の手続をしていたが、A 社の社会保険の加入は昭和 44 年 10 月であり、その時点では、申立人は退職していたのかも知れない。」と証言している。

加えて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 10 月 1 日に前記の元事業主及び元上司を含む 19 人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、このうち所在の判明した同僚 8 人に照会を行い、7 人から回答を得たが、5 人が申立人のことを記憶していたものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除の事実及び退職の時期は記憶していなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社を平成 8 年 3 月 31 日付けで退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失年月日が同年 3 月 31 日となっている。退職時に国民年金に加入するようとの説明が会社からも無かった上、国民年金保険料の納付書も届かなかったため、厚生年金保険料が納められているものと思っていた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録には、申立人の退職日は平成 8 年 3 月 30 日と記載されている上、同年 3 月 26 日に申立人が同社に提出した退職願を確認しても、「平成 8 年 3 月 30 日付けをもって退職したい。」旨が記載されている。

また、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成 8 年 3 月 30 日となっており、これは厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、A社の総務担当者は、「当社の厚生年金保険料は翌月控除であり、平成 8 年 3 月分は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月から同年 8 月まで
昭和 22 年 4 月から同年 8 月まで、A 県立 B 校に教員として勤務していたが、年金の加入記録が無いため、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 C 課から提出された「A 県立 B 校 50 年史」によると、退職日までは明らかでないものの、申立人が昭和 22 年 5 月から A 県立 B 校に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険法において、教育に係る事業に、厚生年金保険が適用されるようになったのは昭和 28 年 9 月 1 日である上、オンライン記録によると、A 県内の公立学校を管轄する A 県 C 課は、40 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A 県 C 課は、「申立人が正規の教員であれば恩給法が適用されるが、当時の書類は保管しておらず、申立人の申立期間の勤務状況等を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、ほかに申立人の A 県立 B 校における退職日、及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 59 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間において、役員待遇を受けており、他の従業員よりも約 1.5 倍以上の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が当時の給与よりも低額であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る給与明細書等を所持していないが、当時の社長から給与を受け取る際に、表に出る給与とは別に手当を受け取っており、他の従業員よりも約 1.5 倍以上の高い給与であった。」と主張している。

しかしながら、当時の役員及び複数の同僚は、「申立人がどれだけの給与を受け取っていたかは分からない。自分の標準報酬月額の記録は年金記録どおりで間違いはないと思う。また、当時の社長が、経理全般を担当していたが、いい加減な事務手続をするような人ではなかった。」と証言している。

また、申立期間当時のA社において申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額の方が総じて高いことが確認でき、当時の役員の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額が著しく低額であるという状況は見当たらない上、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 10 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級（23 等級 6 万円）であることが確認できる。

さらに、B年金事務所は、「申立期間当時、報酬月額算定基礎届の提出において、賃金台帳等を確認した上で、標準報酬月額を決定していた。」と回答していることから、申立人についても給与額を確認した上で、標準報酬月額を決定していたものと考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オ

ンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、A社は、平成7年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保存されておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)で申立期間について脱退手当金を受給したことになるのを知ったが、私は、脱退手当金の申出をしたことも、受け取ったことも無い。私の意思の無いところで手続がされており、調べてほしい。

第3 委員会の判断理由

A年金事務所には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書及び領収書が保管されており、同請求書が昭和 44 年 6 月 6 日に申立人の住所地を管轄するA社会保険事務所(当時)に提出され、同年 7 月 29 日に同事務所で支払われたことが確認できる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとなっており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給したことが無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。